平成２８年（フ）第４７７号
名古屋市中区千代田５丁目15番12号　千代田ヒルズ３Ｃ号
債務者　小林由香利
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５２６号
名古屋市港区九番町５丁目２番地　エミール１ＳＴ302号
債務者　瀬戸　文夫
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６７号
大津市晴嵐２丁目１番２号粟津第二団地10号棟18号室
債務者　阪本順子こと　黄　　玉順
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７６号
滋賀県草津市矢橋町97番地17
債務者　奥村　俊子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０８号
滋賀県湖南市石部南７丁目１番９－110号、前住所滋賀県長浜市十里町122番地　ヴィラ十里　203号室
債務者　井上　広志
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９号
鳥取県鳥取市吉成２丁目16番20―304号　ロワゾ　ブルー304号
債務者　森岡えり奈
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４４号
東京都江戸川区西葛西３丁目13―13　ツイン・コートＷ401号室、住民票上の住所鳥取県米子市祇園町２丁目18番地５
債務者　竹田　博政
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１６３号
島根県隠岐郡知夫村1566番地１河合住宅３号、申立て時の住所広島市佐伯区屋代２丁目９番32―403号
債務者　斉藤　伸之
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８２号
広島市中区舟入中町10番２－302号
債務者　三上　文淑
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０８号
広島市安佐北区真亀４丁目３番59―101号
債務者　手嶋　　久
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４号
広島県尾道市御調町高尾45番地
債務者　山野　賢三
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第４６号
山口県下関市山の口町１番15―403号　アーデントクレイル山の口、前住所山口県下関市武久町１丁目25番37号
債務者　森本　孝子（旧姓中野・中原）
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
徳島県板野郡松茂町長原246番地１　パープルハウス　106号室、旧住所徳島県徳島市新浜町２丁目３番18―303号
債務者　植田　惠子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６９号
愛媛県松山市下伊台町乙1018番地３
債務者　門田　淳子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１号
愛媛県新居浜市庄内町５丁目11番123号
債務者　曽我部幸恵
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１７号
福岡県八女市馬場720番地
債務者　月原　利根
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第８５号
鹿児島県日置市吹上町入来426番地
債務者　四元　信一
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係